



東洋紡企業年金基金の紹介 第2回

年金化できる資格条件について

今回は、どのような方が退職金の一部を年金化できるのか、また年金化できない方はどのような選択肢があるのかについてご紹介します。

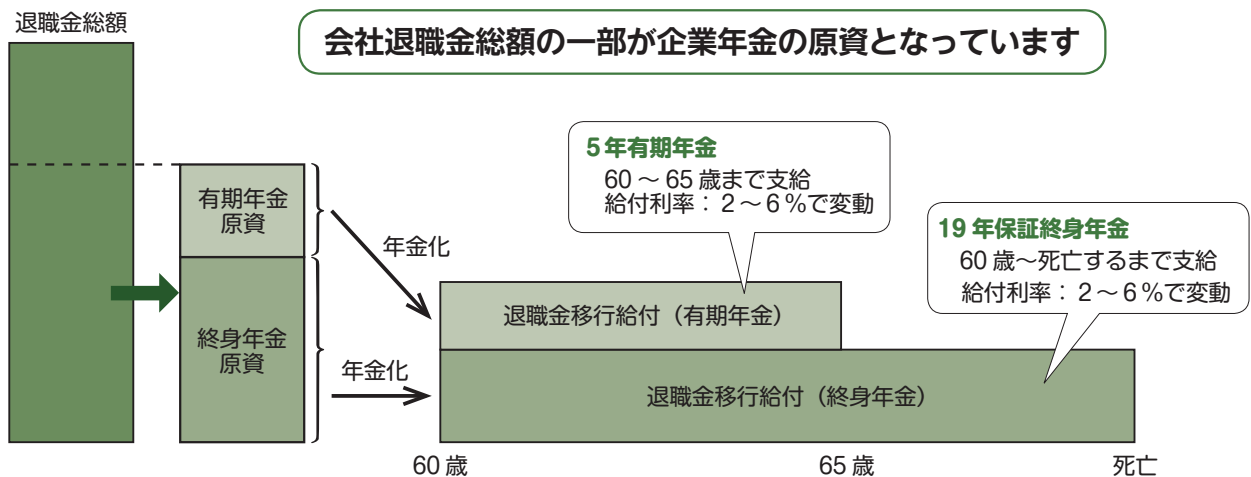
◆退職金の一部を年金化できる資格条件：社員で勤続 20 年以上の方

勤続期間に応じて、退職時に次の選択肢から選びます。

勤続 20 年未満の方は、東洋紡企業年金基金では年金化することができません。

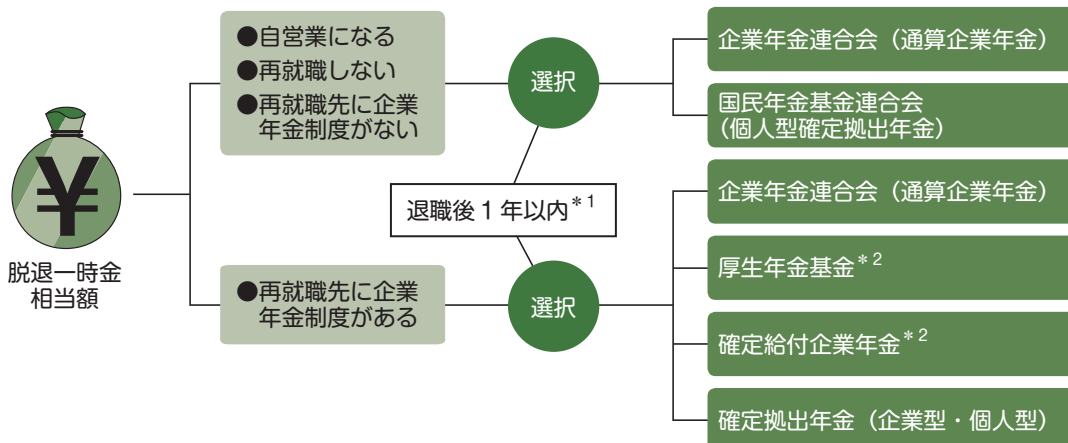
勤続期間	3 年未満	3 年以上 20 年未満	20 年以上	
			定年退職	60 歳前の退職
給付の種類 (選択肢)	給付なし	<ul style="list-style-type: none"> ●退職一時金 ●他の年金制度に移換 	<ul style="list-style-type: none"> ●年金 ●退職一時金 	<ul style="list-style-type: none"> ●年金 ※支給は 60 歳から ●退職一時金 ●他の年金制度に移換

年金 年金として 60 歳から受給



退職一時金 一時金として退職時に精算

他の年金制度に移換 退職一時金 (脱退一時金相当額) を他の年金制度に移換 (ポータビリティ制度)



* 1 厚生年金基金への移換については、厚生年金基金の加入者の資格を取得した日から 3 カ月を経過する日のいずれか早いほう。
 * 2 移換先が脱退一時金相当額の移換を受けられる場合のみ。